

技 管 ー 1 2 9
令和5年 5月12日

生 活 環 境 部 長
農 林 水 産 部 長
産 業 労 働 部 長
建 設 部 各 課 (所) 長
各 地 域 振 興 局 長
教 育 長

} 様

建 設 部 長

新型コロナウイルス対策に伴う工事現場の熱中症予防について（通知）

令和5年4月27日付け建政ー231「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止について（通知）」が発出されたことに伴い、令和2年7月20日付け技管ー227「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）」を廃止します。

ただし、既契約工事において、本通知発出前までに新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した現場作業については、真夏日を「日最高気温30度以上」から「日最高気温28度以上」と読み替えて精算するものとします。

【担当】

建設部 技術管理課

積算管理・建設DXチーム

TEL:018-860-2432

FAX:018-860-3800

廃止

技 管 ー 2 2 7
令和2年 7月20日

生活環境部長
農林水産部長
産業労働部長
建設部各課所長
各地域振興局長
教育長

様

建 設 部 長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（通知）

令和2年7月1日付「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（事務連絡）を受け、当面の間、令和元年7月26日付「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（技管ー287）を以下のとおり読み替えて対応してください。

1. 読替内容

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

上記内容を、次の通り読み替えるものとする。

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が28度以上の日をいう。

2. 適用

本通知は、令和2年4月20日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事に適用するものとする。なお、既契約工事にも適用するものとする。

3. 関係通知等

- ・令和2年7月1日付「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（事務連絡）
- ・令和2年4月20日「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（事務連絡）
- ・令和元年7月26日付「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（技管ー287）

建設部技術管理課

積算管理班 主任 寺田

TEL:018-860-2432, FAX:018-860-3800

E-mail:Techman@pref.akita.lg.jp